

高砂市上下水道部公営企業会計システム
構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

高砂市上下水道部経営総務室

高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、高砂市上下水道部が高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 名称

高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託

(以下「本業務」という。また、高砂市上下水道部公営企業会計システムについては「システム」という。)

(2) 内容

別に定める業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

ア システム構築業務：契約締結の日から令和8年3月31日まで

イ システム運用開始：令和8年4月1日

ウ システム使用期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日（システム運用開始後5年間）

※保守を含むシステムの使用契約については、システム運用開始後の5年間について、別途長期継続契約を締結する。

(4) 履行場所

高砂市役所上下水道部（高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号）

米田水源地ほか市内出先機関（クライアントPCに対して作業が必要な場合）

(5) 提案見積上限額

29,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記費用は、契約締結の日から令和8年3月31日までに発生するシステム構築業務等に係る費用のみとする。

ただし、プロポーザルの評価対象は、契約締結の日から令和8年3月31日までに発生するシステム構築業務等に係る費用に加えて、運用開始後、5年間に発

生するシステム使用等に係る費用を含むものとする。

詳細は、「7（1）エ 見積書」を参照のこと。

2 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （3） 令和7年度高砂市入札参加資格者名簿（物品・その他）に登録されていること。ただし、別に定める入札参加資格審査申請書類と同等の書類を提出し、高砂市が認めた場合は、これを満たすこととする。
- （4） 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規程する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （6） 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び高砂市が賦課する税について滞納していない者であること。
- （7） 平成30年4月1日以後に水道会計又は下水道会計の公営企業会計システムの構築又は再構築業務を元請として完了した実績を3件以上有する者であること。
- （8） 業務仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び高砂市の指示に柔軟に対応できること。
- （9） 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する統括責任者及び担当技術者を配置できること。
本業務における統括責任者及び担当技術者とは、次の者とし、担当技術者のなかから、主たる担当技術者を1名定めるものとする。

また、主たる担当技術者は、統括責任者又は主たる担当技術者として、平成30年4月1日以後に水道会計又は下水道会計の公営企業会計システムの構築又は再構築業

務に配置された実績を1件以上有する者であること。

ア 統括責任者 業務従事者を監督し、本業務の統括を行う者。公営企業会計システムの構築又は再構築に関して、豊富な専門知識を有し、かつ、上下水道事業の会計業務にも精通していること。また、担当技術者との兼務でないこと。

イ 担当技術者 公営企業会計システムの構築又は再構築に関して、豊富な専門知識を有しており、本業務を適切かつ正確に遂行できる者。

主たる担当技術者については、本業務の遂行における技術上の管理を司る者であり、折衝・調整能力、合意形成能力に優れていること。

(10) プライバシーマーク（JIS Q 15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証を取得していること。

(11) 地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASP(Application Service Provider)サービスのアプリケーション及びコンテンツサービスに自社で登録していること。

3 公募・選定スケジュール

実施項目	日程
公募開始（公告）	令和7年4月23日（水）
参加申込書の受付期間	令和7年4月23日（水）から令和7年5月14日（水）午後5時まで
参加資格審査	参加申込み後、随時で行う。
質問受付期間 ※電子メールにより受付する。	令和7年4月28日（月）から令和7年5月20日（火）
質問に対する回答 ※高砂市ホームページに掲載して回答する。	令和7年5月23日（金）（予定）
企画提案書等の提出期間	令和7年5月26日（月）から令和7年6月13日（金）午後5時まで
参加辞退届提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和7年6月20日（金）（予定）

一次審査結果通知	令和7年6月23日（月）（予定）
二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） ※質疑応答の際には、必要に応じデモ環境を 操作し、回答すること。	令和7年7月11日（金）（予定） 場所：高砂市役所庁舎内
最終結果通知	令和7年7月17日（木）（予定）
契約協議	令和7年7月中旬～下旬（予定）
契約締結	令和7年7月下旬（予定）

4 参加申込みの手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出すること。

なお、当該提出書類は、原則、A4サイズで作成すること。

（1） 申込書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間：公告の日から令和7年5月14日（水）午後5時まで

イ 配布場所：高砂市ホームページで提供する。

高砂市ホームページ

<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/jyougesuidoubukeieisomushitsu/12276.html>

（2） 提出書類及び部数

ア 参加申込書（様式第1号） 正本1部、副本6部

イ 誓約書（様式第2号） 正本1部、副本6部

ウ 企業概要書（様式第3号） 正本1部、副本6部

・会社の概要が分かる資料（パンフレット等）とプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの登録証の写しを添付すること。両方の認証を取得している場合は、両方の登録証の写しを添付すること。

・また、地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスのアプリケーション及びコンテンツサービスの登録証の写しを添付すること。

エ 業務実績調書（様式第4号）（※業務実施体制を含む） 正本1部、副本6部

・参加資格条件である、平成30年4月1日以後に水道会計又は下水道会計の公営企業会計システムの構築又は再構築業務を元請として完了した実績を3件以上記載

すること。また、当該業務実績を証明する書類（契約書の写し、完了届の写し等）を添付すること。

・主たる担当技術者が、統括責任者又は主たる担当技術者として、平成30年4月1日以後に水道会計又は下水道会計の公営企業会計システムの構築又は再構築業務に配置された実績を1件以上記載し、それを証明する書類を添付すること。また、併せて統括責任者及び担当技術者についても記載すること。

（３） 提出期限及び提出方法

ア 提出期限：令和7年5月14日（水）午後5時

イ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、提出期限までに必着のこと。）

（４） 提出先：〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所上下水道部経営総務室経理事務担当（高砂市役所本庁舎3階）

電話：079-443-9043（直通）

5 参加資格審査

提出された参加申込書等を基に参加資格の審査を行い、結果は、速やかに電子メール及び郵送で個別に通知する。

なお、参加資格がないと認めた者には、通知にその理由を記載する。

6 質問の受付及び回答

本実施要領及び業務仕様書等について質問がある場合は、次に定めるところにより質問書（様式第5号）を提出すること。

（１） 受付期間：令和7年4月28日（月）から令和7年5月20日（火）まで

（２） 提出方法：電子メールでのみ受け付ける。

質問書を「tact5010@city.takasago.lg.jp」宛てに送信し、送信した旨の電話連絡（079-443-9043（直通））を行うこと。その際、電子メールの題名を「【法人又は団体名】高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託プロポーザルに係る質問書」とすること。

（３） 回答方法：質問への回答は、令和7年5月23日（金）（予定）に高砂市ホームページ

ジに掲載して行う。ただし、至急回答が必要であると認められる質問については、電子メールにより個別に回答するとともに、参加申込者全体に通知する。

なお、本業務の優先交渉権者の選定において公平性を保てないと判断される質問には、回答を行わない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書表紙（様式第6号） 正本1部、副本6部

- ・ 正本にのみ押印すること。

イ 企画提案書本文 正本1部、副本6部

- ・ 業務仕様書の内容を踏まえ、評価要領の評価項目（表1－1）に従って記載することとし、記載順序も当該評価項目（表1－1）のとおりとすること。
 - ・ 目次及びページ番号を付与すること。
 - ・ 表紙及び目次を除いて90ページ以内とすること。
 - ・ 言語は日本語とし、専門用語には解説を付け、平易な表現を心掛けること。
 - ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（JIS）の規定を参考にすること。
 - ・ 予算書、補正予算書及び決算書のレイアウトについては、高砂市のホームページ（担当課から探す＞議会事務局＞高砂市議会＞市議会提出議案＞令和7年3月定例会 令和7年度高砂市水道事業会計予算書等・3月定例会議案（令和6年度補正予算）、令和6年9月定例会 令和5年度高砂市水道事業会計決算書等）に掲載されたPDFデータを参考にすること。
 - ・ 正本1部、副本6部のほか、オで定めるところにより、電子媒体（CD－R又はDVD－R）を併せて提出すること。電子媒体（CD－R又はDVD－R）への保存形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel又はPDFで読み込み可能なファイル形式とすること。
- ウ 機能要件書（様式第7号） 正本1部、副本6部
- ・ 機能要件書に記載されている機能要件について、パッケージシステム標準機能で対応可能か等を次表のとおり機能要件書の対応可否欄に記入すること。

回答		回答基準	点数
標準機能		パッケージの標準機能で対応可能	4
カスタマイズ	無償	無償のカスタマイズで対応可能	4
	有償	有償のカスタマイズで対応可能	3
代替案		パッケージの標準機能及びカスタマイズで対応不可だが、代替案（無償）を提示可能	2
対応不可		対応できない	0

- ・機能要件書の対応可否欄を「有償カスタマイズ」と回答した場合は、機能要件書の備考欄にカスタマイズ費用（税抜）を記載し、見積書の見積額に含めること。（ただし、一部「有償カスタマイズ」対象外の機能要件有り。）

また、「代替案」と回答した場合は、機能要件書の備考欄にその代替運用の方法を具体的に記載すること。

エ 見積書（様式第8号）

正本1部、副本6部

- ・プロポーザルの評価対象となる総合計金額は、システム構築業務に係る費用、運用開始後の5年間のシステム使用に係る費用、職員研修費用等、業務仕様書に定める業務を実施するために必要な費用、機能要件書に記載したカスタマイズ費用の全てを計上したものの合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。
- ・契約締結の日から令和8年3月31日までに発生するシステム構築業務等に係る費用について、提案見積上限額29,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える金額を記載した場合は、失格として取り扱うので留意すること。

オ アからエまでの内容を電子データで保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

- ・郵送する場合は、破損しないよう対策すること。

（2）提出期間及び提出方法

ア 提出期間：令和7年5月26日（月）から令和7年6月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、来庁予定日時を電話連絡の上、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参すること。

※郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、提出期限までに必着のこと。提出期間内に到着しなかったものは、受け付けない。

(3) 提出先：〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所上下水道部経営総務室経理事務担当（高砂市役所本庁舎3階）

電話：079-443-9043（直通）

8 プロポーザル参加の辞退

(1) 本業務の公募型プロポーザルの参加申込みをした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、辞退届（様式第9号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）で高砂市に提出しなければならない。その際、速やかに、押印済みの辞退届をスキャンしたデータを添付した電子メールを「tact5010@city.takasago.lg.jp」宛てに送信し、送信した旨の電話連絡を行うこと。電子メールの題名は、「【企業又は団体名】高砂市上下水道部公営企業会計システムプロポーザルに係る辞退届」とすること。ただし、企画提案書の提出後は、原則として本プロポーザルへの参加の辞退は認めない。

(2) 提出先：〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所上下水道部経営総務室経理事務担当（高砂市役所本庁舎3階）

電話：079-443-9043（直通）

(3) 本業務の公募型プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後、不利益な取扱いを受けるものではない。

9 選定方法

優先交渉権者の選定のため、高砂市職員で構成する高砂市上下水道部公営企業会計システム構築業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(1) 一次審査

提出された書類（企画提案書、機能要件書、見積書）について、選定委員会が、評価要領に基づき一次審査を実施する。

参加申込みをした者（以下「参加者」という。）が多数の場合は、一次審査の評価点の上位3者までを二次審査の対象とする。

一次審査の評価点が高点の場合は、見積書の総合計金額が低い参加者を上位とし、当該総合計金額も同額の場合は、選定委員会の採決により上位を決定する。

(2) 二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答について、選定委員会が、評価要領に基づき二次審査を実施する。

1者につき、企画提案書に基づくプレゼンテーション40分程度、質疑応答30分程度の合計70分で実施するものとし、高砂市役所庁舎内で行う。

プレゼンテーション及び質疑応答に参加する担当者は、4人以内とする。このうち、本業務における統括責任者及び主たる担当技術者は必ず参加し、プレゼンテーション及び質疑応答の回答は、原則として主たる担当技術者が行うこととする。

なお、質疑応答は、可能な限りデモ環境を用いて、選定委員に分かりやすく、具体的なシステム操作を含めて回答するものとする。

プレゼンテーション及び質疑応答の当日のスケジュールは、次表のとおりとする。

なお、順番は、参加申込みの受付順とする。

順番	項目	時間（予定）
1	準備	午前10時20分～午前10時30分
	プレゼンテーション及び質疑応答	午前10時30分～午前11時40分
	片付け	午前11時40分～午前11時50分
2	準備	午後 1時20分～午後 1時30分
	プレゼンテーション及び質疑応答	午後 1時30分～午後 2時40分
	片付け	午後 2時40分～午後 2時50分
3	準備	午後 3時00分～午後 3時10分
	プレゼンテーション及び質疑応答	午後 3時10分～午後 4時20分
	片付け	午後 4時20分～午後 4時30分

(3) 優先交渉権者の決定

ア 一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計が最も高い参加者を優先交渉権者として決定し、契約締結に向けた協議を行う。

イ 最高点の参加者が複数となった場合は、見積書の総合計金額が低い参加者を上位とし、当該総合計金額も同額の場合は、選定委員会の採決により優先交渉権者を決定する。

ウ 参加者が1者であっても、評価は実施する。

エ 最低点を下回った場合は、失格とする（最低点については、評価要領を参照のこと。）。

10 審査結果の通知

(1) 一次審査結果の通知

一次審査結果については、電子メール及び郵送で個別に通知する。

また、一次審査を通過した参加者に対しては、二次審査の時間、場所等の詳細についても通知する。

(2) 最終結果の通知

最終結果（評価点の合計及び順位）については、二次審査を行った全ての参加者に郵送で個別に通知するとともに、高砂市ホームページにおいて公表する。

なお、各審査結果に関する事項についての質問、説明請求及び異議の申立ては、受け付けない。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) プロポーザル手続において提出すべき書類について、本実施要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) プロポーザル手続において提出された書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 見積書の金額が、「1（5） 提案見積上限額」に定める額を超過したとき。
- (4) 「2 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) プレゼンテーションを欠席したとき。
- (6) 上記に掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

12 プロポーザルの中止

- (1) 高砂市は、参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、本公募型プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、本プロポーザルの実施を延期し、又は取りやめることができる。
- (2) 高砂市は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、本公募型プロポーザ

ルの実施を延期し、又は取りやめることができる。この場合における損害は、参加者の負担とする。

1 3 契約

- (1) 最低点を上回る提案がなかったときは、契約の締結は行わない。
- (2) 高砂市と優先交渉権者との間で、内容、費用、サービスレベル等について再度調整を行い、協議が調ったときは、契約を締結する。

本業務の範囲は、業務仕様書及び機能要件書を基本とするが、以上の調整において、優先交渉権者の企画提案書及び機能要件書の内容を追加等変更することがある。

- (3) 優先交渉権者と契約の締結に至らなかった場合は、次点者を新たな交渉権者とする。
- (4) 支払については、契約締結の日から令和8年3月31日までに発生するシステム構築業務等に係る費用は、業務完了時の一括払いとし、システム運用開始後の5年間に発生するシステム使用等に係る費用は、5年間の長期継続契約を締結し、各年度末に支払うものとする。
- (5) 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）の規定により、契約金額が500万円以上となる場合は、受注者は契約締結前に契約保証金を納めるものとし、その金額は契約金額の100分の10以上とする。ただし、高砂市を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、契約保証金は免除とする。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）及び高砂市契約規則の規定により、契約金額が200万円を超える場合は、暴力団等に該当しない者である旨等を記載した誓約書を高砂市に提出するものとする。

1 4 その他留意点

- (1) 提出書類の作成経費その他本公募型プロポーザルの参加にかかる経費は全て参加者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するが、本公募型プロポーザルの範囲において高砂市が必要な範囲で自由に使用し、又は必要かつ適正な範囲で改変して使用できるものとし、企画提案書を提出したときに参加者が当該使用の許諾をしたものとする。
- (3) 提出期限後の各種問合せ及び提出後の資料の差替え、追加、変更、削除等は、認めない。

- (4) 企画提案書は、1 参加者につき 1 案とする。
- (5) 本公募型プロポーザルの実施に関する情報（参加者からの提出書類を含む。）は、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）に基づき開示し、又は必要性に応じ市議会での審議等における資料として使用し、公表する場合がある。
- (6) 参加者は、提案に当たって、本業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領及び業務仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (8) 優先交渉権者の選定に係る会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (9) 契約締結後において、業務実施体制に記載した配置予定技術者は、原則、変更することはできない。
- (10) 契約締結後において、受注者は本業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

1 5 受付及び問合せ先

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所上下水道部経営総務室経理事務担当 担当：笹倉、石川、遠藤、数原

電話：079-443-9043（直通）

FAX：079-442-5975

電子メール：tact5010@city.takasago.lg.jp